

国官会第24458号
国官技第545号
国営管第608号
国営計第178号
国港総第722号
国港技第130号
国空予管第1579号
国空空技第580号
国空交企第433号
国北予第33号
令和8年3月31日

別記のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
について」の一部改正について

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」
(令和3年12月17日付財計第4803号)に基づき、「総合評価落札方式における賃
上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月24日付国官会第164
09号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第6
5号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号)。(以
下「課長通知」という。)により実施してきたところである。
今般、「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に
ついて」の一部改正について」(令和8年3月31日付財計第2111号)が発

出されたことを受け、課長通知を下記のとおり改正することとしたので、留意して取り扱われたい。

なお、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等については「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について（工事及び建設コンサルタント業務等）」（令和8年3月31日付け国官会第22759号、国官技第571号、国営管第634号、国営計第186号、国営整第202号、国港総第1472号、国港技第133号、国空予管第1604号、国空空技第593号、国空交企第440号、国北予第35号）によることとする。

記

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

なお、本改正による取扱いについては、原則として令和8年4月1日以降に入札公告を行う調達について適用し、令和8年3月31日以前に入札公告を行う調達に係る評価項目、評価方法、賃上げ実績の確認、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置等については、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等を含めなお従前の例による。

ただし、令和8年3月31日以前に入札公告を行う調達に係る賃上げ実績の確認結果の報告については、同年10月20日を期限とするものから、改正後の通知を適用する。

改 正 後	改 正 前
国官会第16409号	国官会第16409号
国官技第243号	国官技第243号
国営管第528号	国営管第528号
国営計第150号	国営計第150号
国港総第526号	国港総第526号
国港技第65号	国港技第65号
国空予管第677号	国空予管第677号
国空空技第381号	国空空技第381号
国空交企第210号	国空交企第210号
国北予第47号	国北予第47号
令和3年12月24日	令和3年12月24日

別記のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

(略)

なお、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等については「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について（工事及び建設コンサルタント業務等）」（令和8年3月31日付け国官会第22759号、国官技第571号、国営管第634号、国営計第186号、国営整第202号、国港総第1472号、国港技第133号、国空予管第1604号、国空空技第593号、国空交企第440号、国北予第35号）により行うこととします。

記

1 適用対象

原則として、令和8年4月1日以降に公告を行う物品の製造、販売及び役務の提供等のうち、総合評価落札方式によるすべての調達。ただし、令和8年3月31日以前に

別記のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

(略)

(新設)

記

1 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。ただし、令和4年4月1日以降に契約を締結する予定であっても、既に公告を行って

公告を行った調達については、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等を含め従前の例による。

なお、令和8年3月31日以前に公告を行った調達に係る賃上げ実績の確認結果の報告については、同年10月20日までに大臣官房会計課へ報告するもの以降、本通知第5に定める内容を適用すること。

2 評価項目

以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。

(1) 入札者である中小企業等(※)が、
契約を行う予定の年度の4月以降に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

(2) 入札者である中小企業等(※)が、
契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与総額」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※(削除)

中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。

3 評価方法

総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して加点をすることとする。加点にあたり評価者は、別紙1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を入札参加者から提出を受けたことをもって評価すること。なお、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出させ、2※における

るなどの事情があるものは対象外とする。

2 評価項目

以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。

(1) 契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

(2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額」とする。

中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。

3 評価方法

総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して加点をすることとする。加点にあたり評価者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を入札参加者から提出を受けたことをもって評価すること。なお、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人

中小企業等に該当していることを確認するものとする。

本評価項目における得点配分は、契約担当官等において調達する案件の性質に応じ、別紙2のとおり実施すること。なお、別紙2について、疑義等が生じた場合には、個別に、大臣官房会計課に連絡されたい。ただし、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課若しくは航空局予算・管財室に連絡するものとする。

4 賃上げ実績の確認

契約担当官等は、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。以下同じ。）が終了した後、速やかに確認すること。なお、確認に当たっては、2（1）の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較することにより行うこととする。

また、2（2）の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較することとする。

なお、落札者が上記3による加点を受けていない企業である場合には実績確認は要し

税申告書別表1」を提出させ、2※における中小企業等に該当していることを確認するものとする。

本評価項目における得点配分は、契約担当官等において調達する案件の性質に応じ、別紙2のとおり実施すること。なお、別紙2について、疑義等が生じた場合には、個別に、大臣官房会計課（物品・役務）又は技術調査課（工事・建設コンサルタント業務等）に連絡されたい。ただし、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課若しくは航空局予算・管財室（物品・役務）又は港湾局技術企画課若しくは航空局空港技術課（工事・建設コンサルタント業務等）に連絡するものとする。

4 賃上げ実績の確認

契約担当官等は、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。以下同じ。）が終了した後、速やかに確認すること。なお、確認に当たっては、2（1）の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

また、2（2）の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。

なお、落札者が上記3による加点を受けていない企業である場合には実績確認は要

ない。(※1及び2)

(削除)

※1 契約担当官等は、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

※2 本取組により加点を受けた落札者が事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」等を、暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」等を原則としてそれぞれ賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に提出させるものとする。

5 賃上げ実績の確認結果等の報告及び賃上げ基準に達していない者等に対する減点措置について

契約担当官等は、上記4の確認を行った結果について、別紙5の1により半期分をとりまとめ、毎年10月20日、5月20日までに大臣官房会計課へ報告するものとする。本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、別紙5の2により四半期分をとりまとめて、毎年7月10日、10月10日、1月10日、4月10日までに大臣官房会計課へ報告するものとする。大臣官房会計課は、当該報告をとりまとめて、別紙5の1による報

しない。(※1、2及び3)

※1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、2(1)の場合は別紙3の「合計額」と、2(2)の場合は別紙4の「支払金額」とする。

※2 契約担当官等は、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

※3 本取組により加点を受けた落札者が事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」等を、暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」等を原則としてそれぞれ賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に提出させるものとする。

5 賃上げ基準に達していない者について

契約担当官等は、上記4の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、別紙5により四半期分をとりまとめて、毎7、10、1、4月10日までに大臣官房会計課へ報告するものとする。大臣官房会計課は、当該報告をとりまとめて、毎7、10、1、4月15日までに財務省主計局法規課に報告するものとする。財務省主計局法規課は、当該報告を受けた場合、これを調製し報告を受けた月の最終営業日ま

告については毎年10月31日及び5月31日までに、別紙5の2による報告については毎年7月15日、10月15日、1月15日、4月15日までに財務省主計局法規課に報告するものとする。財務省主計局法規課は、別紙5の2による報告を受けた場合、これを調製し報告を受けた月の最終営業日までに各省各庁の長へ通知し、大臣官房会計課長は関係する契約担当官等へ連絡することとする。

当該連絡を受けた契約担当官等は、財務省主計局法規課から通知された日から1年間、当該連絡にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点（※1）をすることとする。

（※2、3及び4）

※1 総合評価による加算点又は技術点の満点が100点であって、本取組に係る加点割合が3%である場合、4点以上を減点することとなる。

※2～4（略）

6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

国庫債務負担行為により複数年契約を締結しているもののうち、実質的に事業の同一性が確認される契約については、次の調達の際に以下の措置を講ずるものとする。

（1）（略）

（2）（略）

（3）複数年契約について加点措置を受けた落札者については、当該契約期間終了後、契約担当官等が上記4に準じて最終事業年度等及びその前事業年度等の賃上げ実績を確認するとともに（※3）、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認をすること

でに各省各庁の長へ通知し、大臣官房会計課長は関係する契約担当官等へ連絡することとする。

当該連絡を受けた契約担当官等は、財務省主計局法規課から通知された日から1年間、当該連絡にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点（※1）をすることとする。

（※2、3及び4）

※1 総合評価による加算点又は技術点の満点が100点であって、本取組に係る加点割合が5%である場合、6点以上を減点することとなる。

※2～4（略）

6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

国庫債務負担行為により複数年契約を締結しているもののうち、実質的に事業の同一性が確認される契約については、次の調達の際に以下の措置を講ずるものとする。

（1）（略）

（2）（略）

（3）複数年契約について加点措置を受けた落札者については、当該契約期間終了後、契約担当官等が上記4に準じて最終事業年度等及びその前事業年度等の賃上げ実績を確認するとともに（※3）、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認をすること

とし、必要に応じ上記 5 に準じた措置を検討することとする。

※ 1 (略)

※ 2 (略)

※ 3 (3) の確認は、次回の契約の相手方がその調達の際に表明書の提出により加点を受けている場合は、次回の契約の初年度についての上記 4 の確認のタイミングで行うこととなる。

7 (略)

8 (略)

9 その他

(1) 契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととし、取扱いに疑義が生じた場合は大臣官房会計課に確認を行うものとする。ただし、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課若しくは航空局予算・管財室に連絡するものとする。

(2) (略)

(削除)

(別紙 1)

(略)

(留意事項)

し、必要に応じ上記 5 に準じた措置を検討することとする。

※ 1 (略)

※ 2 (略)

※ 3 (3) の確認は、当該契約と次回の契約の相手方が同一である場合は、次回の契約の初年度についての上記 4 の確認のタイミングで行うこととなる。

7 (略)

8 (略)

9 その他

(1) 契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととし、取扱いに疑義が生じた場合は大臣官房会計課(物品・役務)又は技術調査課(工事・建設コンサルタント業務等)に確認を行うものとする。ただし、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課若しくは航空局予算・管財室(物品・役務)又は港湾局技術企画課若しくは航空局空港技術課(工事・建設コンサルタント業務等)に連絡するものとする。

(2) (略)

(別紙 1 の 1) 【大企業用】

(略)

(別紙 1 の 2) 【中小企業等用】

(略)

(留意事項)

1. ～ 3. (略) 4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。<u>ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。</u> 5. (略) (別紙 2) 1. 賃上げの実施を<u>表明</u>した企業等の加点における配点例 (削除)			1. ～ 3. (略) 4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。<u>ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。</u> 5. (略) (別紙 2) 1. 賃上げの実施をした企業等の加点における配点例 (1) <u>物品、役務、工事</u>		
評価項目	評価基準	配点	評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した <u>中小企業等</u>	<u>(削除)</u>	加算点の <u>3 %</u> 以上の整数	賃上げの実施を表明した <u>企業等</u>	<u>契約を行う予定の年度の 4 月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】</u>	加算点の <u>5 %</u> 以上の整数
	契約を行う予定の年度の 4 月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を <u>2.5 % 以上 (※)</u> 増加させる旨、従業員に表明していること			契約を行う予定の年度の 4 月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を <u>1.5 % 以上</u> 増加させる旨、従業員に表明していること【 <u>中小企業等</u> 】	
(※) 原則 2.5 % 以上とするが、調達案件の業種が 2.5 % 以上の賃上げができるような水			(新設)		

準に至っていないなど、調達案件等の内容等を踏まえ、1.5%以上でも可とする。

(削除)

2. 国庫債務負担行為による複数年契約（実質的に同一性が確認される契約）の次回調達における加点における配点例

評価項目	評価基準	配点
<u>複数年契約において賃上げの実施をした中小企業等</u>	<u>前回の契約における2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの各事業年度において税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしていること及び同期間において賃金の引下げを行っていないこと</u>	<u>税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしている事業年度等の数</u> <u>×1</u> <u>(%)</u>

(削除)

(削除)

3. 減点措置
1. の評価基準を満たしていない場合、

(2)

(略)

2. 国庫債務負担行為による複数年契約（実質的に同一性が確認される契約）の次回調達における加点における配点例

(新設)

(1)

(略)

(2)

(略)

3. 減点措置
1. の評価基準を満たしていない場合、

<u>実績確認総件数</u>		<u>●件</u>
(1) 大企業		
<u>区分</u>		<u>件数</u>
<u>総件数</u>		
<u>・・・</u>		
うち賃上げ実績 5%以上～6%未満		

<u>うち賃上げ実績 4 %以上～ 5 %未満</u>			
<u>うち賃上げ実績 3 %以上～ 4 %未満</u>			
<u>うち賃上げ実績 2 %以上～ 3 %未満</u>			
<u>うち賃上げ実績 1 %以上～ 2 %未満</u>			
<u>うち賃上げ実績 0 %以上～ 1 %未満</u>			
<u>うち賃上げ実績 0 %未満</u>			
<u>(2) 中小企業等</u>			
<u>区分</u>		<u>件数</u>	
<u>総件数</u>			
<u>・・・</u>			
<u>うち賃上げ実績2.5%以上～3.0%未満</u>			
<u>うち賃上げ実績2.0%以上～2.5%未満</u>			
<u>うち賃上げ実績1.5%以上～2.0%未満</u>			
<u>うち賃上げ実績1.0%以上～1.5%未満</u>			
<u>うち賃上げ実績0.5%以上～1.0%未満</u>			
<u>うち賃上げ実績0%以上～0.5%未満</u>			
<u>うち賃上げ実績0%未満</u>			
<u>注 1. 各省庁で半期分をまとめて報告することができる。</u>			
<u>2. 賃上げ実績の率は 1 %刻み（中小企業等は 0. 5 %刻み）で適宜追加されたい。</u>			
<u>3. 件数については、契約件数ではなく企業数をカウントすること。</u>			
<u>(別紙 5 の 2)</u>			
<u>総合評価落札方式（賃上げ加点）に係る連絡票（賃上げ未達成者等）</u>			
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 月 日付財計第 号）5 に基づき、賃上げ未達成者等を以下のとおり報告する。			
省庁名：			
契約 担当 官等	確認 日	企業名	法人番号 <u>区分</u>

<u>総合評価落札方式（賃上げ加点）に係る連絡票</u>	
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 月 日付財計第 号）5 に基づき、賃上げ未実行者を以下のとおり報告する。	
省庁名：	
契約 担当 官等	確認 日 <u>(新 設)</u>

の所属及び名称					の所属及び名称				

注1. 各省庁で四半期分をまとめて報告することができる。

2. 法人番号は必ず13桁で記載すること。

3. 区分には「大企業」「中小企業等」を記載すること。

(別紙6) (略)

(別紙7の1)

(番号) 賃上げの実施に関する評価

注1. 各省庁で四半期分をまとめて報告することができる。

2. 法人番号は必ず13桁で記載すること。
(新設)

(別紙6) (略)

(別紙7の1)

(番号) 賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点	評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した <u>中小企業等</u>	<u>(削除)</u>	○点 (※)	賃上げの実施を表明した <u>企業等</u>	令和○(※)年4月以降に開始する最初の事業年度または令和○(※)年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ※1,2	○点 (※)
	令和○(※)年4月以降に開始する最初の事業年度または令和○(※)年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているこ			令和○(※)年4月以降に開始する最初の事業年度または令和○(※)年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているこ	

と※1,2	と【中小企業等】※1,2
※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。 また、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。 ※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。 なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。	※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。 また、<u>中小企業等については</u>、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。 ※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。<u>大企業はそれ以外の者のことをいう。</u> なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「<u>4期末従業員等の状況</u>」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙４）の「１給与所得の源泉徴収票合計表（３７５）」の「○Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較することとする（※３）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内に契約担当官等に提出すること。

（削除）

※３ 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

（略）

（※）○年：契約を行う予定の年度または暦年を記載すること。

○点：加算点の３％以上の整数となるよう設定すること。

（削除）

（別紙７の２）

《入札説明書等記載例》国庫債務負担行為による複数年契約の調達における加点

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙４）の「１給与所得の源泉徴収票合計表（３７５）」の「○Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※３及び４）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内に契約担当官等に提出すること。

※３ 中小企業等にあつては、上記の比較すべき金額は、事業年度単位の場合は別紙３の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙４の「支払金額」とする。

※４ 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

（略）

（※）○年：契約を行う予定の年度または暦年を記載すること。

○点：加算点の５％以上の整数となるよう設定すること。

（別紙７の２）

（略）

（別紙７の３）

《入札説明書等記載例》－物品・役務（国庫債務負担行為による複数年契約の調達における加点）

(番号) 国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価			(番号) 国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価		
評価項目	評価基準	配点	評価項目	評価基準	配点
賃上げを実施した中小企業等	(削除)	○点 (※)	賃上げを実施した企業等	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。 <u>【大企業】</u> ^{※1, 2, 3}	○点 (※)
	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与総額を2.5%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。 ^{※1, 2, 3}			当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。 <u>【中小企業等】</u> ^{※1, 2, 3}	
※1 本評価項目の加点は、当初の調達（先行契約）において落札した者だけではなく、本調達で新規に入札へ参加する者及び当初の調達で落札者とならなかった者に対しても行う。本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙6の「国庫債務負担行為による複数年			※1 本評価項目の加点は、当初の調達（先行契約）において落札した者だけではなく、本調達で新規に入札へ参加する者及び当初の調達で落札者とならなかった者に対しても行う。本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙6の「国庫債務負担行為による複数年		

契約に係る賃上げ実績加点整理表」（以下「整理表」という。）を提出し、対応する年度等及びその前年度等の、別紙3の「法人事業概況説明書」（以下「説明書」という。）又は別紙4の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」という。）等を添付すること。

整理表に記載する先行契約名及び同契約期間は以下の通りである。

先行契約名：「令和〇年 〇〇〇〇業務」

同契約期間：「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」

また、整理表と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。

※3 令和〇事業年度とは、令和〇年度に属する日から始まる事業年度を指す。

具体的には、事業年度単位での賃上げをした場合においては、賃上げをした年度とその前年度の説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を比較することにより行うこととする。

また、暦年単位での賃上げをした場合においては、合計表の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「〇A俸給、給与、賞与等の総額」の支払金額を比較することとする（※4）。

契約に係る賃上げ実績加点整理表」（以下「整理表」という。）を提出し、対応する年度等及びその前年度等の、別紙3の「法人事業概況説明書」（以下「説明書」という。）又は別紙4の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」という。）等を添付すること。

整理表に記載する先行契約名及び同契約期間は以下の通りである。

先行契約名：「令和〇年 〇〇〇〇業務」

同契約期間：「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」

また、中小企業等については、整理表と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

※3 令和〇事業年度とは、令和〇年度に属する日から始まる事業年度を指す。

具体的には、事業年度単位での賃上げをした場合においては、賃上げをした年度とその前年度の説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

また、暦年単位での賃上げをした場合においては、合計表の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「〇A俸給、給与、賞与等の総額」の支払金額欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※4及び5）。

更に、入札時に当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げが実施され、かつ、賃金の引下げが行われていないか、上記内容に倣い、契約担当官等が確認を行う。

(削除)

※4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

本項目で加点を受けた落札者に対しては、最終事業年度等及びその前事業年度等の賃金支払の実績を確認するとともに、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認を行うため、最終事業年度等及びその前事業年度等の説明書又は合計表等を原則として、当初の調達の契約期間終了月の3か月以内に契約担当官等に提出することとする。なお、当該契約にて賃上げ表明加点措置を受ける場合は、その賃上げ表明実績確認と同じ時期に提出することとする。

上記の確認を行った結果、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、

更に、入札時に当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げが実施され、かつ、賃金の引下げが行われていないか、上記内容に倣い、契約担当官等が確認を行う。

※4 中小企業等にあつては、上記の比較すべき金額は、事業年度単位の場合は説明書の「合計額」と、暦年単位の場合は合計表の「支払金額」とする。

※5 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

本項目で加点を受けた落札者に対しては、最終事業年度等及びその前事業年度等の賃金支払の実績を確認するとともに、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認を行うため、最終事業年度等及びその前事業年度等の説明書又は合計表等を原則として、当初の調達の契約期間終了月の3か月以内に契約担当官等に提出することとする。なお、当該契約と当初の調達の契約の相手方が同一であり、当該契約にて賃上げ表明加点措置を受ける場合は、その賃上げ表明実績確認と同じ時期に提出することとする。

上記の確認を行った結果、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、

賃上げの実施を表明した企業等における加点割合（加算点・技術点の3 %以上の整数）よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。ただし、賃上げの実施に関する評価における減点措置と、国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価における減点措置は重複して行わない（賃上げの実施に関する評価及び国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価の両方で減点措置に該当する場合でも、減点は賃上げの実施を表明した企業等における加点割合（加算点・技術点の3 %以上の整数）よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点のみ。）。

（※）（略）

（削除）

賃上げの実施を表明した企業等における加点割合（加算点・技術点の5 %以上の整数）よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。ただし、賃上げの実施に関する評価における減点措置と、国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価における減点措置は重複して行わない（賃上げの実施に関する評価及び国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価の両方で減点措置に該当する場合でも、減点は賃上げの実施を表明した企業等における加点割合（加算点・技術点の5 %以上の整数）よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点のみ。）。

（※）（略）

（別紙7の4）

（略）

別記

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿